

価格以外の評価内容の確保

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は以下のとおりとする。

- (1) 評価項目の内容に著しい相違があるときは、契約約款第 46 条第 1 項第 4 号による契約解除を行うことができるものとする。
- (2) 価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更する。
ただし、次の場合は減額変更は行わない。
 - ア 技術者が死亡した場合
 - イ 発注者の指示により、価格以外の評価内容の確保が困難になった場合

(参考)

○ (2) における減額変更の例

a) 技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置出来ない場合

(1) 評価時点

- ① 求める技術者を配置（評価点 1.5 点）、価格以外の評価点 9.4 点
- ② 価格点 85.32 点
- ③ 総合評価 94.72 点
- ④ 契約額 37,800,000 円（税抜）（最低価格 37,500,000 円、価格点の上限 86 点）

(2) 技術者を配置できなかった場合（例：-1.5 点）

(3) 計算手順

- ① 価格以外の評価点を計算する（価格以外の評価点=9.4 点-1.5 点=7.9 点）
- ② 総合評価 94.72 点を変えないように、価格点を求める
（価格点=94.72 点-7.9 点=86.82 点（+1.5 点））
- ③ 変更された価格点に相当する応札額を計算する（算出金額は円未満切捨てとする）
（変更応札額=配点（86 点）×最低価格（37,500,000 円）/修正価格点（86.82 点）
=37,145,818 円
- ④ 変更減額=37,145,818-37,800,000=-654,182 円

※ 最低価格は、WTO 適用基準額未満の案件は「調査基準価格」に読替えて算出（WTO 適用基準額以上は最低価格）